(四)　(三)の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三七年法律第一三四号）第四条第一項の規定は、適用しないものとすることとした。（第一一条関係）

6　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(一)　私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下(一)において同じ。）については、適用しないものとすることとした。（第一二条関係）

(1)　事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（その共同行為に参加している事業者の三分の二以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の三分の二以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の三分の二以上が中小事業者であるものである場合に限る。）

(2)　事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

(二)　法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として(一)の共同行為をすることができるものとすることとした。（第一三条第一項関係）

(三)　公正取引委員会は、(二)の政令で定める組合に係る(一)の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならないものとすることとした。（第一三条第二項関係）

7　その他

(一)　国等の講ずる措置、報告及び検査、主務大臣等、罰則等、所要の規定を設けることとした。（第一四条～第二二条関係）

(二)　所要の経過措置の規定を設けるとともに、関連法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条第二項～第四項及び附則第三条関係）

8　この法律は、政令で定める日から施行することとし、平成二九年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　平成二八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者から法人を除外することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第七条の四の六、第九条の八、第九条の九の二、第九条の九の三、第九条の九の四、第九条の九の五、第九条の一一、第九条の一五関係）

(二)　公的年金等に係る所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の変更があった場合の取扱いについて定めることとした。（第四八条の九の一四、第四八条の九の一五関係）

(三)　上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法を定めることとした。（附則第一六条の二の一一関係）

(四)　上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めることとした。（附則第一八条の二関係）

(五)　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定口座内公社債が公社債としての価値を失ったことにより生じた損失の金額の計算方法を定めることとした。（附則第一八条の三関係）

(六)　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除について、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を有する場合の控除の順序を定めることとした。（附則第一八条の六関係）

2　不動産取得税

不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業契約により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産特定共同事業契約及び不動産の細目を定めることとした。（附則第七条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一七四号）（国土交通省）

1　関係政令の整備

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第六条関係）

2　経過措置

独立行政法人海上災害防止センターが解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならないこと等とした。（第七条関係）

3　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

1　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十三号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第一条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　被害者参加弁護士の選定等（第五条―第十二条）」を「第四章　被害者参加弁護士の選定等（第五条―第十条）」に、「第五章　被害者参加旅費等（第十一条―第十八条）」を「第五章　被害者参加弁護士の選定等（第十一条―第十八条）」に、「第五章」を「第六章」に、「第十三条―第十六条」を「第十九条―第二十二条」に、「第六章」を「第七章」に、「第十七条―第二十二条」を「第二十三条―第二十八条」に、「第二十三条―第二十六条」を「第二十九条―第三十二条」に、「第二十七条―第三十一条」を「第三十三条―第三十七条」に、「第三十二条」を「第三十八条」に、「第三十三条・第三十四条」を「第三十九条・第四十条」に、「第七章」を「第八章」に、「第三十五条―第三十七条」を「第四十一条―第四十三条」に改める。

第三十七条中「第四章」を「第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を第四十三条とする。